

就業条件明示書

令和 8年 9月 15日

△△ △△ 殿

事業所 名称 株式会社 コンプライアンススタッフ
所在地 大分市〇〇町〇丁目〇番〇〇
使用者 職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

次の条件で労働者派遣を行います。

業 務 内 容	OA事務機操作、電話対応、来客対応及びその他一般事務 (※施行令第4条第1項各号の業務に該当する場合は当該号番号を記載する。)		
業 務 の 内 容 に 伴 う 責 任 の 程 度	副リーダー(部下2名、リーダー不在の間における緊急対応が週1回程度)		
派 遣 先 事 業 所 の 名 称 ・ 所 在 地	株式会社 大分商事 (※原則、雇用保険の適用事業所と同じ。) 〒870-0037 大分市東春日町17番20号 TEL:097-535-****		
就 業 場 所	株式会社 大分商事 別府支店 〒874-0902 別府市青山町11-22 TEL:0977-23-****		
組 織 単 位	販売促進部〇〇課		
指 揮 命 令 者	(部署)販売促進部〇〇課 (役職)〇〇係長 (氏名)〇〇〇〇		
派 遣 期 間	令和 8年 10月 1日 から 令和 9年 3月 31日まで		
	派遣先の事業所単位の期間制限に抵触する日 令和 10年 10月 1日		
	派遣労働者の個人単位の期間制限に抵触する日 令和 9年 4月 1日		
	(※期間制限を受けない場合は、抵触する日は空欄にし、下記例のようにその理由を記載する。) 無期雇用派遣労働者のため、事業所単位・組織単位の期間制限の適用無し。		
なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続きを適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申し込みみなし制度の対象となる。			
派 遣 就 業 日	月 ～ 金	休 日	土、日、祝日、8/13～8/15、12/29～1/3
始 業 ・ 終 業 時 刻	8時30分 ～ 17時00分		
休 憩 時 間	12時00分 ～ 13時00分 (60分)		
安 全 及 び 衛 生	派遣先及び派遣元事業主は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。 (※業務内容より、具体的な事項を定め、記載する。)		
苦 情 の 申 出 者 を 受 け る 者	派遣元	(部署)派遣事業課 (役職)主任 (氏名)〇〇〇〇 (連絡先)TEL:097-538-****、E-mail:****-****@****.go.jp	
	派遣先	(部署)販売促進部〇〇課 〇〇係 (役職)主任 (氏名)〇〇〇〇 (連絡先)TEL:0977-23-****、E-mail:****-****@****.com	
苦 情 処 理 方 法 等 連 携 体 制	裏面に記載		
派 遣 契 約 解 除 の 場 合 の 措 置	裏面に記載		
紹 介 予 定 派 遣 関 する 事 項	裏面に記載 (※紹介予定派遣の場合のみ記載する。)		
派 遣 元 責 任 者	(役職)派遣事業課長 (氏名)〇〇〇〇 (連絡先)TEL:097-538-****		
派 遣 先 責 任 者	(役職)支店長 (氏名)〇〇〇〇 (連絡先)TEL:0977-23-****		
所 定 時 間 外 労 働	☒ 有 (1日4時間、1ヵ月45時間、1年360時間の範囲内) ☐ 無		
所 定 就 業 日 外 労 働	☒ 有 (1ヵ月2日以内) ☐ 無		
福 利 厚 生 施 設 等 の 利 用	制服の無償貸与有り、ロッカー、福利厚生施設及び駐車場利用可能 (※法律上の記載事項ではないが、法31条の2第3項の規定に基づき説明すべき事項とされているため、以下も記載することが望ましい。) 給食施設:利用可、休憩室:利用可、更衣室:無、 派遣先の教育訓練:有 (6ヶ月に1回希望者に対し、接客訓練を実施)		
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	裏面に記載		
健康保険被保険者資格取得届等の提出が無い場合の具体的な理由 (※該当する場合のみ記載する。)	雇用保険	理由	現在、必要書類の準備中であり、4月〇日には届出予定。
	健康保険	理由	被保険者数が常時50人(35人)以下であり、任意特定適用事業所の申出を行っていないため。
	厚生年金保険	理由	被保険者数が常時50人(35人)以下であり、任意特定適用事業所の申出を行っていないため。
派遣元の説明義務に関する事項	派遣労働者は、派遣元に対し、派遣先の通常の労働者とのあいだの待遇の相違(内容・理由)等について説明を求めることができる。 派遣元(部署)派遣事業課 (役職)課長 (氏名)〇〇〇〇 (連絡先)TEL:097-538-****、E-mail:****@****.go.jp		
派 遣 料 金	15,000円 (時間額・日額・月額・年額・その他())		
協定対象派遣労働者であるか否か	☐ 協定対象派遣労働者である ☒ 協定対象派遣労働者ではない		当該協定の有効期間の終期 令和 年 月 日
派遣可能期間の制限を受けない業務に係る労働者派遣に関する事項	(※該当する場合のみ記載する。) [育児休業等代替要員の業務] 1.休業する労働者の氏名:〇〇 〇〇 2.業務内容:〇〇 3.休業開始:〇年〇月〇日 終了予定日:〇年〇月〇日		
備 考			

【苦情処理方法、連携体制等】

1. 派遣先の苦情処理申出先担当者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
2. 派遣元の苦情処理申出先担当者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
3. 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

【労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置】

派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせんを受けること、当該派遣元事業主において他の派遣先を確保すること等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

また、当該派遣元事業主は、当該労働者派遣契約の解除に当たって、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該派遣労働者の雇用の維持を図るようにするとともに、休業手当の支払いの労働基準法等に基づく責任を果たすこととする。

さらに、やむを得ない事由によりこれができない場合において、当該派遣労働者を解雇しようとするときであっても、労働契約法の規定を遵守することはもとより、少なくとも30日前に予告することとし、30日前に予告しないときは労働基準法第20条第1項に基づく解雇予告手当を支払うこと、休業させる場合には労働基準法第26条に基づく休業手当を支払うこと等、雇用主に係る労働基準法等の責任を負うこととする。

【紹介予定派遣に関する事項】（※紹介予定派遣の場合のみ記載する。）

1. 派遣先が雇用する場合に予定される労働条件等
 - ・契約期間:期間の定めなし
 - ・業務内容:OA事務機操作、電話対応、来客対応及びその他一般事務
(変更の範囲):営業
 - ・試用期間に関する事項:なし
 - ・就業場所:株式会社大分商事 別府支店(〒874-0902 別府市青山町11-22 TEL0977-23-****)
(変更の範囲):株式会社大分商事 中津支店
 - ・始業・終業:8時30分～17時
 - ・休憩時間:60分
 - ・所定時間外労働:有(1日4時間、1か月45時間、1年360時間の範囲内)
 - ・休日:毎週土、日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)、夏季休業(8月13日から8月15日)
 - ・休暇:年次有給休暇:10日(6か月継続勤務後)、その他:有給(慶弔休暇)
 - ・賃金:【基本賃金】月給180,000～240,000円(毎月15日締切、毎月20日支払)
【通勤手当】通勤定期券代の実費相当(上限月額35,000円)
【所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率】
所定時間外:法定超 25%、休日:法定休日 35%、深夜:25%
【昇給】有(0～3,000円/月)【賞与】有(年2回、計4か月分)
 - ・社会保険の加入状況:厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険 有
 - ・労働者を雇用しようとする者の名称:株式会社大分商事
 - ・就業場所における受動喫煙を防止するための措置:敷地内禁煙(屋外に喫煙場所措置)
2. その他
 - ・紹介予定派遣を受けた派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、それぞれのその理由を、派遣労働者の求めに応じ、書面、ファクシミリ、又は電子メール等により明示する。
 - ・紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に、年次有給休暇及び退職金の取扱について、労働者派遣の期間を勤務時間に含めて算入する。

【派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置】

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこと。

(※職業紹介事業許可のある事業主の場合は以下も記載する。)

また、職業紹介を経由して行うこととし、規定の紹介手数料を支払うものとする。